

告 示

埼玉県告示第四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム上里本店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字北稻塚千八百四十五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 現在の店舗への主たる出入口（国道十七号「神保原（南）」交差点↓町道千五百二十五号線↓町道千十七号線↓出入口七及び八）への進入形状が大きく変わるので、特に（新設の県道予定）神保原線の新たな進入路部分において、交通安全及び円滑な交通確保について適切な対策を行うこと。

(2) 町道千五百九号線と接道する新設の入口十、出口十一の開口部に既設の側溝については、重耐用側溝（ボルト固定式）への布設替を行うこと。なお、こちらは道路法第二十四条道路施工承認が必要となるので、申請にあたっては、道路整備課と協議及び調整を行うこと。

二 縦覧期間

令和五年二月七日から令和五年三月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所